第一項の表八の項中

四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。 (1)　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下 (2)　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であって二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であって二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの

を

四八ビット以上。ただし、周波数の電波を使用するものは、一九ビット以上とする。 (1)　五、一五〇MHzを超え五、下又は五、四七〇MHzを超え五、MHz以下 (2)　二四・七七GHz以上二五・の周波数であって二四・七は二四・七七GHzに一〇MHzのえたもの又は二七・〇二GHz四六GHz以下の周波数であっ二GHz若しくは二七・〇二GHz整数倍を加えたもの (3)　五七GHzを超え六六GHz以下

に改める。

次に掲げるのについて

三五〇MHz以 五、七二五 二三GHz以下 七GHz若しく 整数倍を加 以上二七・ て二七・〇 に一〇MHzの

第二項の表六の項中

(1)　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、他の無線局から発射された電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出し、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあっては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うこと。 (2)　二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、他の無線局から発射された電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出し、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあっては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うこと。 (3)　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。 ア　通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における毎メートル一〇〇ミリボルト電界強度が毎メートル一〇〇ミリボルトを超える場合に当該無線局の無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波であること。 イ　その無線設備は、使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線局からの送信を制御されている場合及び受信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。 (4)　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であって二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であって二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの

を

(1)　二、四〇〇MHz以上二、四以下の周波数の電波を使用あっては、他の無線局から電波を検出し、又は受信信号たための信号を演算し信号レすることにより判定を行う機能を有するものにあっては、通信品質劣化時に通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。 (2)　二、四七一MHz以上二、四の周波数の電波を使用するものについては、他の無線局から発射された電波を検出し、又は受信信号と拡散の信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。 (3)　五、一五〇MHzを超え五、下又は五、四七〇MHzを超え使用する電波の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。 ア　通信の相手方以外の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における毎メートル一〇〇ミリボルト電界強度が毎メートル一〇〇ミリボルトを超える場合に当該無線局の無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波であること。 イ　その無線設備は、使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線局からの送信を制御されている場合及び受信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略する。 (4)　二四・七七GHz以上二五・の周波数であって二四・七は二四・七七GHzに一〇MHzのえたもの又は二七・〇二GHz四六GHz以下の周波数であっ二GHz若しくは二七・〇二GHz整数倍を加えた周波数の電るものについては、次の